

# 軽油引取税の脱税対策が更に強化されました

平成18年度の地方税法改正により、不正軽油の原材料等を提供した者に対する罰則(供給者罰則)が創設され、平成23年度の改正により罰則が強化されました。

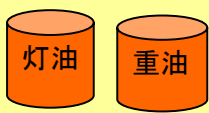
## ◎ 供給者罰則の強化

不正軽油の製造に使われることを知って材料・薬品・設備などを提供・運搬した者に対しても罰則が科されます。

不正軽油の製造等の用に供されることを知りながら  
・原材料・薬品等の供給又は運搬  
・資金、土地・建物、設備、機械等の提供

### 供給者罰則

7年以下の懲役  
700万円以下の罰金・法人は2億円以下の罰金



不正軽油製造業者へ提供

不正軽油製造業者

## ◎ 都道府県の徴税吏員の質問検査権に係る規定の整備

石油製品を運搬する者について、都道府県の徴税吏員の質問検査権の対象となることを明記

## ◎ 元売業者等の指定の取消要件の追加

元売業者や特約業者が供給者罰則に当る行為を行った場合、それらの指定を取消することができる規定を整備

＜平成16年度の地方税法改正により創設され、平成23年度改正により強化された罰則＞

## ◎ 購入者罰則の強化

不正軽油と知っていながら、運搬や保管、販売、購入、処分の媒介やあっせんをした者に対しても罰則が科されます。

「不正軽油」とは  
地方事務所長の承認を受けないで、**灯油と重油を混ぜて製造された燃料等**をいいます。

### 購入者罰則(不正軽油譲受罪)

3年以下の懲役  
300万円以下の罰金・法人は1億円以下の罰金



不正軽油製造施設

不正軽油



運搬や保管



販売



購入・消費

## ◎ 罰則の強化 (太字は改正部分)

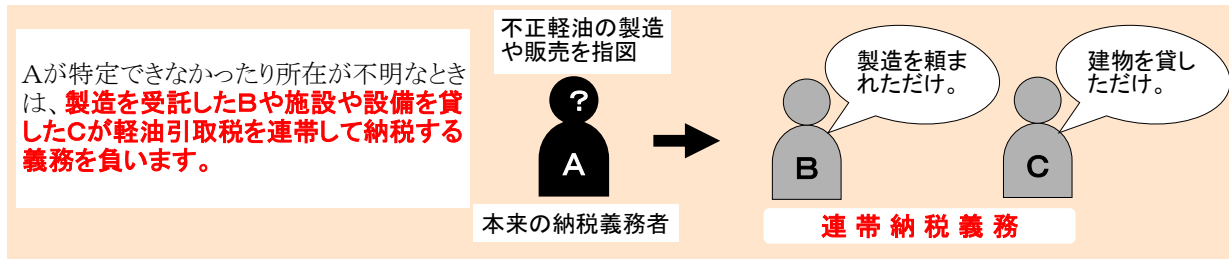
**脱税犯** ・**10年**以下の懲役、**1,000万円**以下の罰金(脱税額が**1,000万円**を超えるときは脱税相当額)

**不正軽油の製造(製造承認義務違反)** ・**10年**以下の懲役、**1,000万円**以下の罰金 法人は**3億円**以下の罰金

**免税軽油使用者による不正な免税軽油の引取り** ・**10年**以下の懲役、**1,000万円**以下の罰金

**検査拒否(帳簿類の調査や質問・採油の拒否、虚偽の答弁など)** ・**1年**以下の懲役、**50万円**以下の罰金

## ◎ 「補完的納税義務」の創設



### 軽油引取税に関するお問い合わせ先

総合県税事務所課税課課税第一係 026(234)9508  
<Eメール: ze-i-sogo@pref.nagano.lg.jp>

東信県税事務所課税課課税第一係 0267(63)3139  
<Eメール: ze-i-toshin@pref.nagano.lg.jp>

南信県税事務所課税課課税第一係 0265(76)6807  
<Eメール: ze-i-nanshin@pref.nagano.lg.jp>

中信県税事務所課税課課税第一係 0263(40)1909  
<Eメール: ze-i-chushin@pref.nagano.lg.jp>

県庁税務課課税係 026(235)7048  
<Eメール: zeimu@pref.nagano.jp>

### 不正軽油に関する情報をお寄せください

安い軽油の勧誘があった  
軽油の色やにおいがおかしい  
不審なタンクローリーが出入している

### 【ながのけん不正軽油ホットライン】

フリーダイヤル 0120-940-050

(平日の午前9時から午後5時)

ファクシミリ 026-235-7497

Eメール zeimu@pref.nagano.jp

または県税事務所担当係(左記)までお願いします